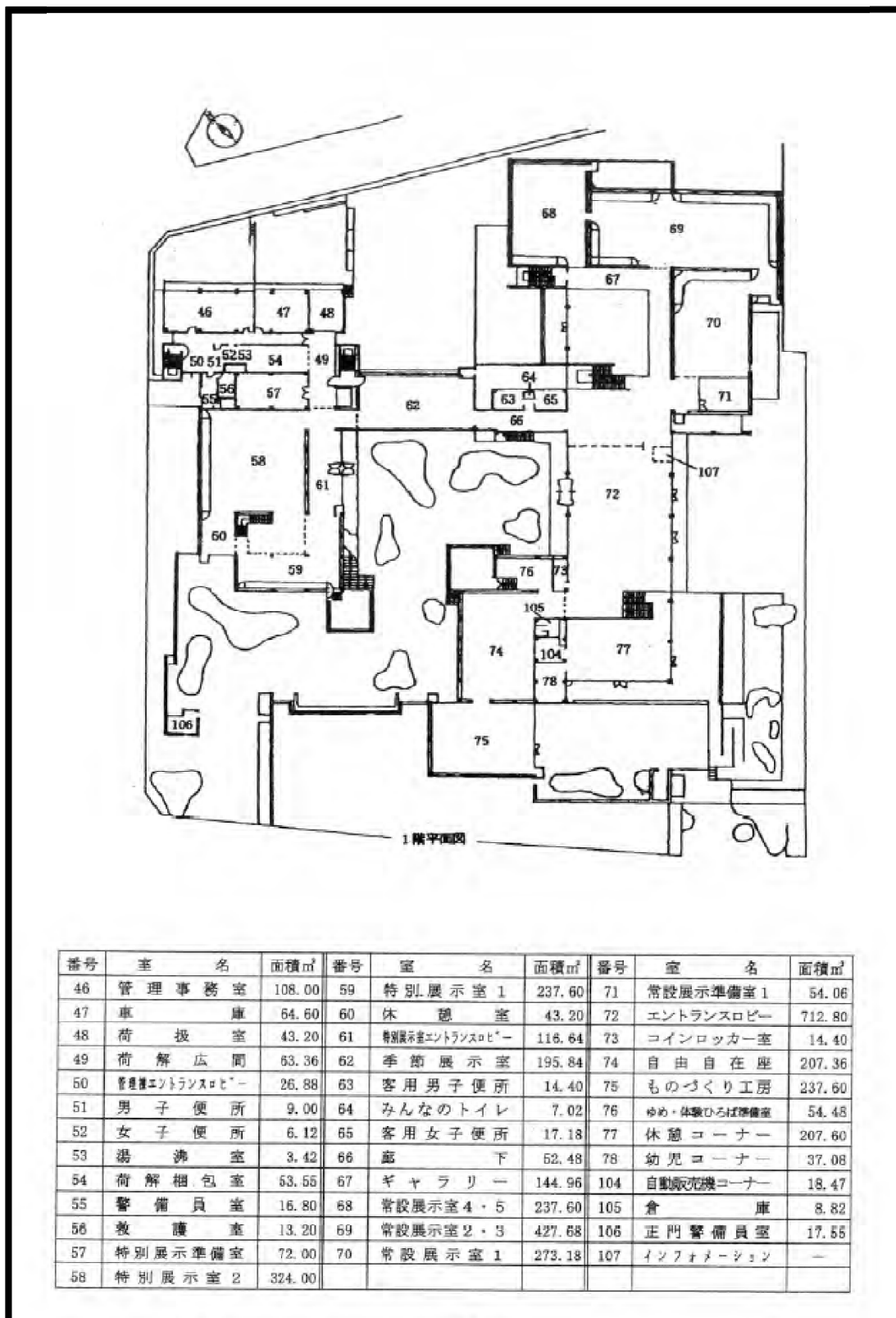


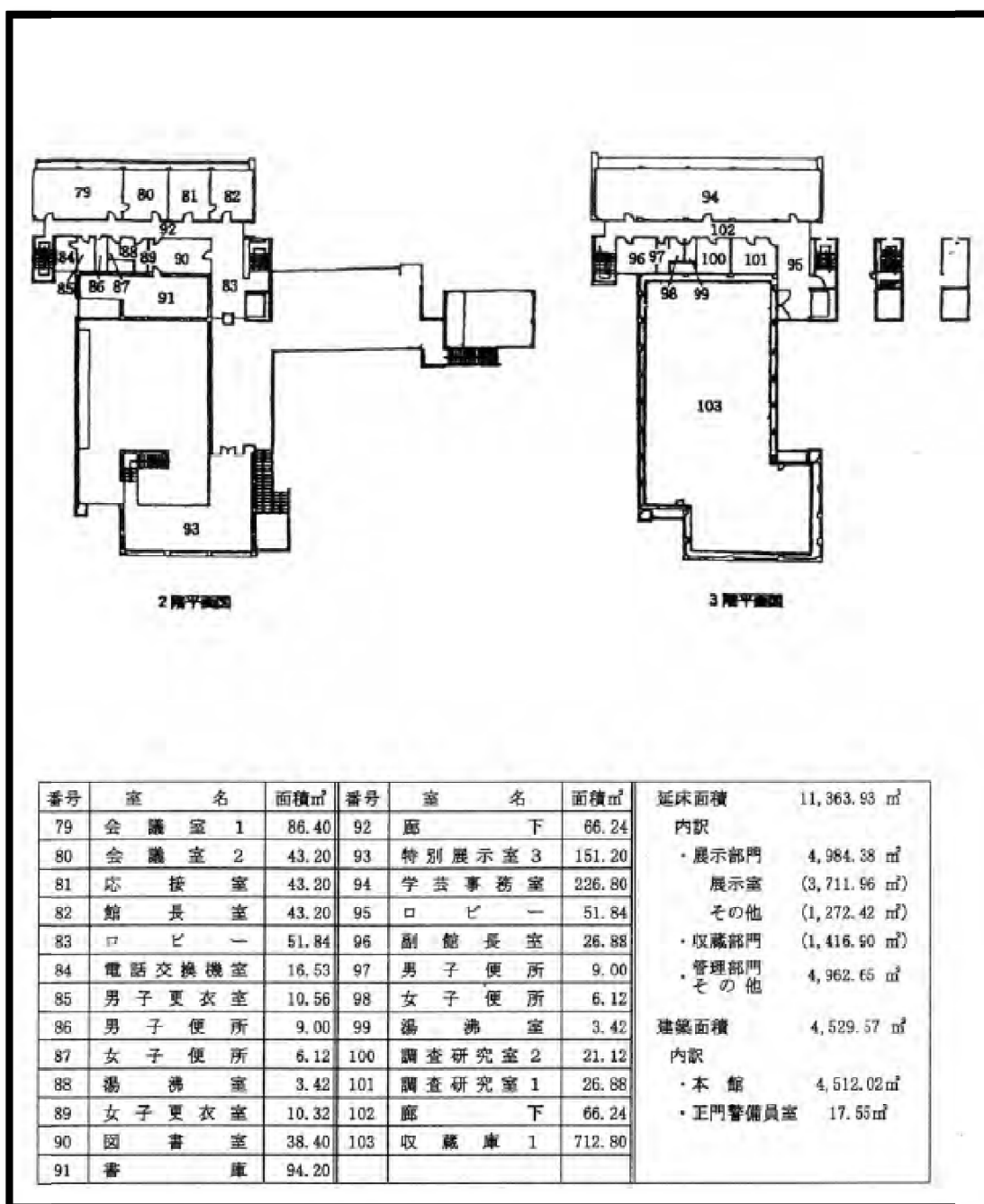
図 - 14 - 2【各室配置図及び各室面積表 1階】



番号	室名	面積㎡	番号	室名	面積㎡	番号	室名	面積㎡
46	管理事務室	108.00	59	特別展示室1	237.60	71	常設展示準備室1	54.06
47	車庫	64.60	60	休憩室	43.20	72	エントランスロビー	712.80
48	荷扱室	43.20	61	特別展示エントランスロビー	118.64	73	コインロッカー室	14.40
49	荷解広間	63.36	62	季節展示室	195.84	74	自由自在座	207.36
50	管理用エントランスロビー	26.88	63	客用男子便所	14.40	75	ものづくり工房	237.60
51	男子便所	9.00	64	みんなのトイレ	7.02	76	ゆめ・体験ひろば準備室	54.48
52	女子便所	6.12	65	客用女子便所	17.18	77	休憩コーナー	207.60
53	湯沸室	3.42	66	廊下	52.48	78	幼児コーナー	37.08
54	荷解梱包室	53.55	67	ギャラリー	144.96	104	自動販売機コーナー	18.47
55	警備員室	16.80	68	常設展示室4・5	237.60	105	倉庫	8.82
56	救護室	13.20	69	常設展示室2・3	427.68	106	正門警備員室	17.55
57	特別展示準備室	72.00	70	常設展示室1	273.18	107	インフォメーション	-
58	特別展示室2	324.00						

出典：埼玉県歴史と民俗の博物館 平成22年度要覧

図 - 14 - 3【各室配置図及び各室面積表 2階及び3階】



出典：埼玉県歴史と民俗の博物館 平成 22 年度要覧

) 利用状況

入館者数の過去の推移は表 - 14 - 3 のとおりである。

表 - 14 - 3 入館者数の過去の推移

年度	開館日数(日)	入館者数(人)	1日平均入館者数	ゆめ体験利用者数(内数)	備考
平成17	269	105,107	390		
18	310	134,251	433		
19	250	131,150	524	43,273	工事休館：平成19年11月26日～平成20年2月8日
20	308	144,538	469	34,426	
21	184	90,477	491	22,745	工事休館：平成21年9月14日～平成22年2月15日
22	154	70,786	459	14,860	工事休館：平成22年11月15日～平成23年3月14日
計	1,475	676,309	458	115,304	

平成22年度は9月末現在

当博物館では、「観覧だけではなく、様々な体験を」というニーズの高まりを受け、平成18年度の博物館再編を契機に、平成19年度「ゆめ・体験ひろば」を設置している。藍染めやまが玉などのものづくり体験、ベーゴマやメンコなど昔の遊びを通して、昭和世代の親と平成世代の子どもたちの交流を促進することで、従来の博物館に付加価値を付けることができた。そうした工夫もあり平成19年度では1日平均入館者数が増加している。

また、当博物館では図 - 14 - 4 のようなアンケートを実施し、利用者の満足度や意見・要望を調査することにより利用者のニーズを捉える工夫をしている。

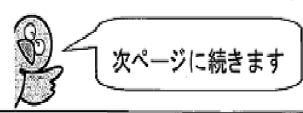
図 - 14 - 4 アンケート

博物館利用者アンケート

博物館をより良くするために皆さんのご意見をお聞かせください
各設問の回答群の中から該当する番号に○をつけてください

ご来館日 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日 _____

- お住まいはどこですか
 ①埼玉県内(市・町・村)
 ②埼玉県外(都・道・府・県)
 ③日本国外(国・地域)
- あなたの性別を教えてください
 ①男性 ②女性
- あなたの年齢は次のどれですか
 ①15歳以下 ②16歳～19歳 ③20歳代 ④30歳代
 ⑤40歳代 ⑥50歳代 ⑦60歳～64歳 ⑧65歳以上
- どなたと来られましたか
 ①一人で ②家族と ③友人と ④学校等の団体で ⑤その他
- どのようにして館に来られましたか
 ①徒歩 ②自転車 ③自家用車 ④電車やバス ⑤その他
- 何回目のご来館ですか
 ①はじめて ②2～5回 ③6～10回 ④11回以上
- ご来館の目的は次のどれですか(複数回答可)
 ①展示鑑賞 ②講座・講演会等 ③体験講座 ④実演・公演会
 ⑤見学会等 ⑥お尋ねを案内 ⑦余暇のくつろぎ ⑧レストラン
 ⑨観光のついで ⑩ボランティア ⑪学校活動 ⑫宿題や自由研究
 ⑬自分の学習や研究 ⑭仕事に必要な調査・研究 ⑮ミュージアムショップの利用
 ⑯その他()
- 今日は、博物館をどのくらいの時間利用されますか
 ①30分以内 ②30分～1時間 ③1～3時間 ④4時間以上
- 来館情報の入手方法は次のどれですか(複数回答可)
 ①ポスター・チラシ ②イベントカレンダー ③彩の国だより ④その他広報誌
 ⑤テレビ・ラジオ ⑥インターネット ⑦新聞 ⑧人から聞いて
 ⑨その他()
- 博物館雇員の対応はいかがでしたか
 ①大変よかった ②よかった ③ふつう ④あまりよくなかった ⑤悪かった
 よろしければ、その理由もお聞かせください
 ()
- 既存のサービス・設備のなかで改善してほしい点があればお聞かせください
 ()
- 現状にないサービス・設備で、実現してほしいアイデアがあればお聞かせください
 ()



○常設展示をご覧になりましたか
 ①はい ②いいえ

○「はい」の方はお答えください
 1 展示をご覧になりご満足いただけましたか
 ①大変満足 ②満足 ③ふつう ④不満 ⑤大変不満
 よろしければ、その理由もお聞かせください
 ()

2 展示室の中で特に印象に残ったものは何ですか
 ()

○ボランティアによる展示解説をお聞きになりましたか
 ①はい ②いいえ

○「はい」の方はお答えください
 展示解説をお聞きになりご満足いただけましたか
 ①大変満足 ②満足 ③ふつう ④不満 ⑤大変不満
 よろしければその理由をお聞かせください
 ()

○今後の博物館運営の参考にお聞きします。
 さいたま市立博物館(さいたま市大宮区高島町2-1-2、さいたま市立大宮図書館の
 となり)に行かれたことはありますか?
 ①はい ②いいえ

○「はい」の方はお答えください
 これまで何回行かれたか?
 ①1回 ②2～5回 ③6～10回 ④11回以上
 さいたま市立博物館と比較して、お気づきの点はありませんか?
 ()

お寄せいただいたご意見は今後の博物館運営に活かしてまいります
ご協力ありがとうございました

出典：埼玉県立歴史と民俗の博物館のホームページ

(3) 施設の管理について

) 施設の老朽化・耐震性の現状について

施設担当者へヒアリングした結果、地下1階の資料の収蔵庫として使っている部屋の壁面に漏水の形跡が認められるとのことであったが、今回実施している大規模改修工事により改善され、全般に施設の老朽化、耐震性に問題はなくなる予定であることを確認した。また、実際に現場を視察した結果、特に施設の劣化状況などに問題は見当たらなかった。

）施設の点検について

点検方法について

法令で求められている点検は実施している。一方、法令で求められていない自主的な点検では、設備の日常的な点検について、外部の専門業者に委託し点検を実施し、毎日報告書の提出を受け、施設担当者が内容を確認している。また、自家発電設備や自動ドア等の定期保守点検についても、外部の専門業者に委託し年 2 回の点検を実施し、報告書の提出を受け施設担当者が内容を確認している。その他にも、施設担当者は、危険箇所の有無を確認するため、毎朝開館前に施設内外を巡視している。

但し、「いつ」「どの部分を」「誰が」「どの程度」点検するのかといったことを決めるための点検マニュアルは整備されていない状況となっている。地下 1 階の資料の収蔵庫の壁など施設の老朽化が表面化している状況を見ると、現状における自主点検の管理方法では、施設の劣化が表面化した後に対応処置を実施しており、事後的な対応となってしまうと考えられる。しかし、事後的な対応の場合、施設の劣化による事故などが発生してしまうリスクがあるため、老朽化が表面化する前に対応できるよう施設の劣化状況を事前に把握し対応ができるような事前予防を意識した点検マニュアルを作成し、点検方法について見直しを図っていくことが望まれる。また、点検マニュアルは、県有資産の統括部門（管財課）としてまず点検項目や点検手法のルール化、統一化を図ったうえで各施設担当者への落とし込みを実施することにより、県全体での点検レベルを一定以上確保することが実現できると考えられる。これによって、各施設担当者の自主点検では今まで発見できなかった目に見えていない潜在的な危険箇所を発見することも可能となる。

従って、まずは、県有資産の統括部門（管財課）として統一された施設の点検マニュアルについて作成することが望まれる。そして、点検のレベルをより高めるために各施設担当者へ点検の研修などを実施することも必要と考えられる。（ - 1 .【意見 13】に記載のとおりである。）

点検結果の記録方法について

上記のとおり、点検を実施することで把握することができた施設や設備の劣化状況などの詳細な情報については、主に紙で管理されている。また、点検した結果を具体的にどのように記録するのかといったルールも定まっているわけではない。

しかし、点検結果の情報は、システムを利用して一元的にデータ化して保存することが望ましい。なぜなら、点検結果の情報は、施設や設備の劣化状況を示すための重要な情報であり、当該情報をデータ化することで即時に閲覧及び分析することができ、施設の劣化状況を事前に把握し即時に対応することも可能となる。また、それによって中長期修繕計画の策定にも役立つこととなる。その際できれば新公有財産管理システムを利用することが望ましいが、システムの改良などのコスト面で難しい場合は他のシステムやエクセルなどで代替的に管理することも考えられる。

さらに、データ化することにより県全体で閲覧することが可能になれば、各施設間で施設の劣化状況を比較することが可能となり、県財政が厳しい中、施設の修繕についての優先順位付けなどにも役立つことが考えられる。(-1.【意見 17】に記載のとおりである。)

) 修繕要望の基準やルールについて

基本的には、修繕は予算枠内で実施している。但し、予算化されていないもので、緊急性・重要度が高いものが発生した場合は別途追加で予算を要望している。施設担当者は、予算自体は近年減少傾向となっているが、施設の予算はここ数年削減されず安定して予算付けされており、経常予算の範囲内において、事象の優先度に鑑み、危険の排除等必要最低限の対応は行っていると判断している。そのような状況の中で、当博物館では、館内の電力使用状況を踏まえ、光熱水費の効率的な運用のため、平成 22 年 7 月に「ピーク時間調整契約」を締結し、電気料金のさらなる削減策を講じるなどして厳しい財政状況に対応できるよう努力をしている。

) 修繕履歴の入力について

主要設備の修繕は、平成 21 年度実施分から新公有財産管理システムに入力しているが、当該システム上、設備単位で区分して管理できないので、独自にシステム外で設備ごとに区分した修繕記録を作成し、管理している。設備担当者からは、修繕履歴の入力に関するマニュアルや事例別の入力例などの整備を求める声があった。従って、当該システムによって修繕履歴情報を各建物や設備に区分して関連付けできるように管理する必要がある。(-1.【意見 16】に記載のとおりである。)

) 中長期修繕計画の立案状況について

県教育局では、大規模修繕の目安としては、原則 20 年以上経過したものを対象としている。昭和 46 年 11 月に開館し、開館から 35 年以上が経過していた状況の中、平成 19 年～平成 22 年度にかけて初めて大規模な改修工事に踏み切っている。

今回の大規模改修工事についての修繕計画は有るが、それ以降の中長期修繕計画は作成していない状況であった。今回大規模改修工事を実施しているため、しばらくの間は、当博物館の施設の劣化状況や修繕コストの予算化などに問題は生じないと考えられる。

しかし、中長期的な視点に立つと県財政はより厳しくなることが予想されるため、修繕予算の平準化に対応すること及び施設のライフサイクルコストの最小化を実現するために、中長期修繕計画の策定は必要であると考えられる。また、実効性の高い中長期修繕計画の策定を実現するためには、前述した施設の点検方法や点検結果の記録方法についての見直しを含めて総合的に検討する必要があると考えられる。(.【指摘 2】に記載のとおりである。)

) 施設の有効活用について

施設が有効に活用されているかを確かめるため、施設担当者に余剰となっていて、廃棄・売却・他使用目的の転用等を検討している建物や設備があるかについて及び建物のスペースに不足はないかについてヒアリングを実施したところ、そのようなものはないとのことであった。また、実際に現場を視察した結果においても、余剰となっているような建物や設備は見当たらなかった。従って、施設の有効活用の視点において特に問題は見当たらないと判断した。

15．熊谷特別支援学校（教育局）

（1）ヒアリングの概要（ヒアリング日 平成 22 年 10 月 15 日）

今回のテーマである「公有財産（道路・橋梁を含む）が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について」に基づき、熊谷特別支援学校での視察及びヒアリングを実施し、同施設の公有財産の管理・運営状況について確認する。

（2）施設の概要

）施設の目的

学校教育法において、特別支援学校の目的を次のとおり定めている。特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。当特別支援学校の教育目標としては、児童生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、生きる力を養い社会で自立できる、心身ともに調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成することである。

）沿革

昭和 42 年 4 月	埼玉県立熊谷養護学校開設 小学部教室棟、寄宿舎、食堂完成
昭和 43 年 5 月	管理棟完成
昭和 44 年 9 月	中学部棟完成
昭和 45 年 2 月	講堂兼体育館完成
昭和 48 年 5 月	高等部棟完成
昭和 52 年 7 月	プール及びプール管理棟完成
平成 2 年 10 月	小学部棟、寄宿舎棟外部改修工事完成（窓枠、屋上、外壁塗装）
平成 3 年 10 月	中学部棟、管理棟外部改修工事完成（窓枠、屋上、外壁塗装）
平成 6 年 2 月	寄宿舎棟（一部を除く）建具改修工事完成
平成 6 年 9 月	食堂棟内部改修工事完成
平成 8 年 9 月	小学部低学年棟内部改修工事完成
平成 8 年 10 月	高等部改修及び耐震補強工事完成
平成 8 年 11 月	新体育館完成
平成 9 年 10 月	管理棟内部改修及び耐震補強工事完成
平成 10 年 9 月	中学部棟内部改修及び耐震補強工事完成
平成 18 年 3 月	温水プール完成
平成 18 年 9 月	講堂棟他全体改修工事完成
平成 21 年 4 月	埼玉県立熊谷特別支援学校に校名変更

なお、過去3年間の施設に係る維持管理コストは表 - 15 - 1 のとおりとなっている。

表 - 15 - 1 過去3年間の施設に係る維持管理コストの推移 (単位:円)

項目	支出者区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
光熱水費	県支出分	18,463,207	17,054,464	16,060,573
建物管理委託費	県支出分	1,189,734	778,575	836,325
修繕費	県支出分	2,994,600	4,581,253	4,254,547
合計		22,647,541	22,414,292	21,151,445

) 施設概要

校地面積 34,469.00 m²

校舎延床面積 11,492.82 m²

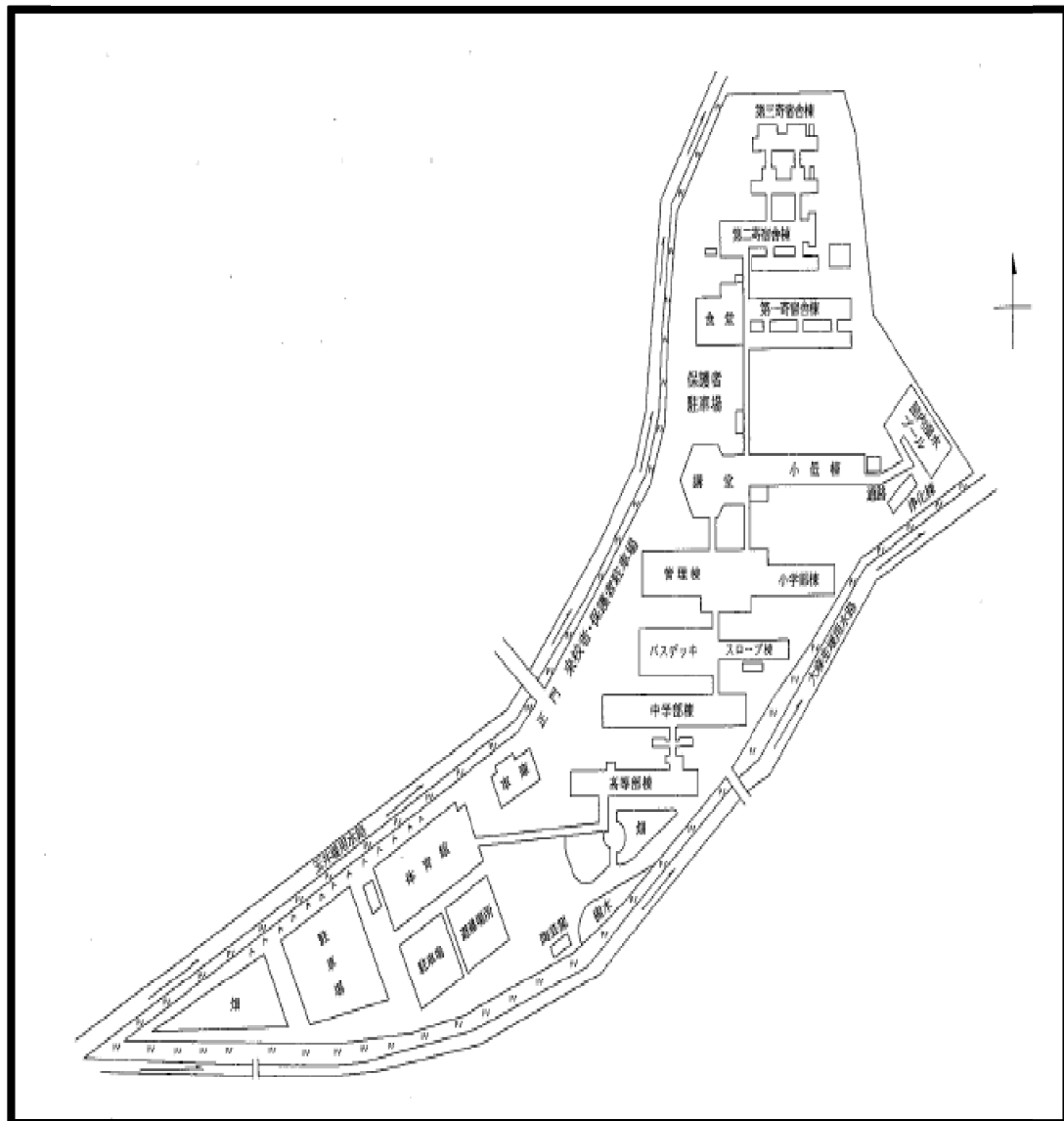
構造 鉄筋コンクリート造

埼玉県立熊谷特別支援学校外観



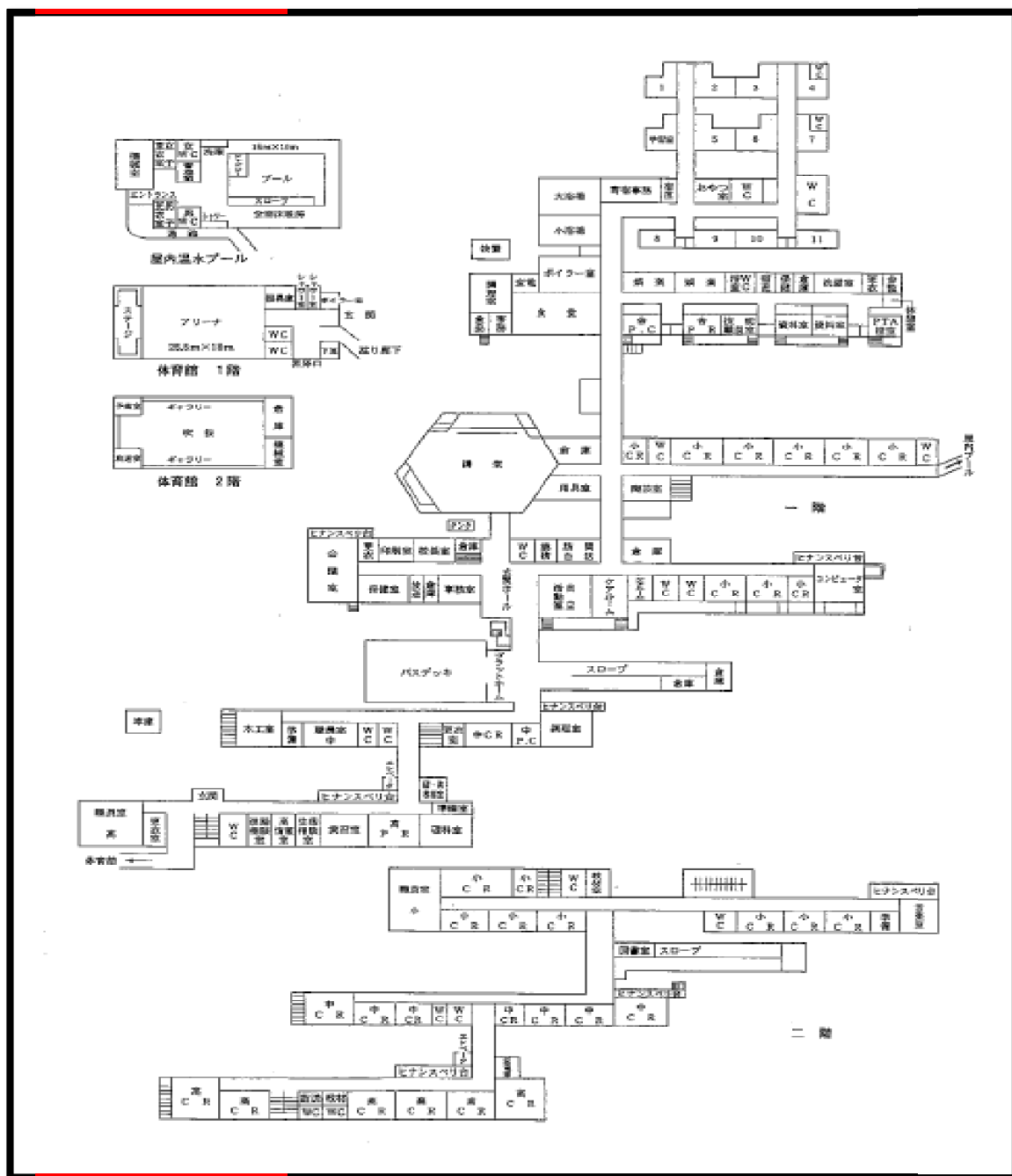
出典：埼玉県立熊谷特別支援学校のホームページ

図 - 15 - 1 校舎配置図



出典：埼玉県立熊谷特別支援学校 平成 22 年度 学校要覧

図 - 15 - 2 校舎平面図



出典：埼玉県立熊谷特別支援学校 平成 22 年度 学校要覧

) 利用状況

卒業生の過去の推移は表 - 15 - 2 のとおりである。

表 - 15 - 2 卒業生の過去の推移

卒業年度	小学部(人)	中学部(人)	高等部(人)	合計(人)
平成 11 年	15	18	26	59
12 年	17	18	15	50
13 年	13	14	13	40
14 年	11	15	18	44
15 年	13	16	15	44
16 年	13	17	14	44
17 年	15	10	11	36
18 年	13	13	18	44
19 年	15	14	14	43
20 年	14	16	10	40
21 年	13	14	13	40

出典：埼玉県立熊谷特別支援学校 平成 22 年度 学校要覧

児童生徒数の過去の推移は表 - 15 - 3 のとおりである。(年度当初の人数)

表 - 15 - 3 児童生徒数の過去の推移

年度	児童生徒数(人)
平成 18 年	168
19 年	165
20 年	168
21 年	172
22 年	174

市町村別児童生徒数は表 - 15 - 4 のとおりである。(平成 22 年 5 月 1 日時点)

表 - 15 - 4 市町村別児童生徒数

市町村	小学部(人)	中学部(人)	高等部(人)	合計(人)
熊谷市	16	8	5	29
深谷市	19	9	7	35
鴻巣市	6	4	2	12
加須市	2	1	3	6
羽生市	1	3	2	6
行田市	6	2	4	12
本庄市	8	2	3	13
嵐山町	0	0	2	2
上里町	3	0	3	6
寄居町	0	2	1	3
滑川町	2	0	0	2
美里町	0	1	2	3
神川町	1	2	0	3
小川町	1	2	1	4
ときがわ町	0	1	1	2
施設				
寮育園	11	8	6	25
嵐山郷	1	1	1	3
太陽の園	2	3	3	8
合計	79	49	46	174

出典：埼玉県立熊谷特別支援学校 平成 22 年度 学校要覧

当特別支援学校希望の児童生徒数は微増傾向となっている。また、年々児童生徒の障害の状況は重度化し、寄宿舍の風呂の浴槽の外縁を低くすることや視覚障害のある児童生徒のための点字ブロックなどの必要性が高まっており、そのような状況に対応している。

(3) 施設の管理について

① 施設の老朽化・耐震性の現状について

施設担当者へのヒアリングにより、既に耐震補強工事は実施済みのため、耐震性に問題はないことを確認した。一方老朽化については、大規模な改修工事を平成 2 年と平成 3 年

に実施しているが、その後は実施してないため、直近の大規模改修工事から現時点で 20 年近く経過している状態である。

従って、老朽化については徐々に目立ち始めており、中規模の改修及び小破修繕を毎年各所で実施して対応している状態となっている。最近老朽化が表面化してしまった箇所としては、例えば、高等部の外の非常階段の板の釘が抜けてしまっていたり、中学部の 2 階の男子トイレの手すりにぐらつきがはじめてしまっていたことなどが挙げられる。これらの箇所については、既に対応済みとなっている。

) 施設の点検について

点検方法について

法令で求められている点検は実施している。設備によっては、点検を外部に委託しており、定期的に委託業者が点検を実施し点検結果報告書を受領している。一方、法令で求められていない自主的な点検は、毎月実施しており、毎月表 - 15 - 5 のようなフォームの安全点検集計用紙を作成している。

表 - 15 - 5 安全点検集計用紙

場所	点検者	点検箇所	不良箇所とその程度	事後措置の状況

出典：教育局作成資料

上記の安全点検集計用紙は、点検の結果、安全性に懸念がある箇所について記録し、その箇所について事後措置の状況欄に実際の対応状況を記録することで、施設内の安全性に懸念がある箇所についての情報の共有及び対応漏れの有無などを管理することが可能と考えられる。

但し、「いつ」「どの部分を」「誰が」「どの程度」点検するのかといったことを決めるための点検マニュアルは整備されていない状況となっている。高等部の外の非常階段や、中学部の 2 階の男子トイレの手すりなど施設の老朽化が表面化した状況をみると、現状における自主点検の管理方法では、施設の劣化が表面化した後に対応処置を実施しており、事後的な対応となってしまっていると考えられる。しかし、事後的な対応の場合、施設の劣化による事故などが発生してしまうリスクがある。児童生徒の安全や健康管理

を考えると老朽化が表面化する前に対応できるよう、施設の劣化状況を事前に把握し対応ができるような事前予防を意識した点検マニュアルを作成し、点検方法について見直しを図っていくことが望まれる。

また、点検マニュアルは、県有資産の統括部門（管財課）としてまず点検項目や点検手法のルール化、統一化を図ったうえで各施設担当者への落とし込みを実施することにより、県全体での点検レベルを一定以上確保することが実現できると考えられる。これによって、各施設担当者の自主点検で今まで発見できなかった目に見えていない潜在的な危険箇所を発見することも可能となる。

従って、まずは、県有資産の統括部門（管財課）として統一された施設の点検マニュアルについて作成することが望まれる。そして、点検のレベルをより高めるために各施設担当者へ点検の研修などを実施することも必要と考えられる。（ - 1 .【意見 13】に記載のとおりである。）

点検結果の記録方法について

上記のとおり、点検を実施することで把握することができた施設や設備の劣化状況などの詳細な情報については、主に紙で管理されている。また、点検した結果を具体的にどのように記録するのかといったルールも定まっているわけではない。

しかし、点検結果の情報は、システムを利用して一元的にデータ化して保存することが望ましい。なぜなら、点検結果の情報は、施設や設備の劣化状況を示すための重要な情報であり、当該情報をデータ化することで即時に閲覧及び分析することができ、施設の劣化状況を事前に把握し即時に対応することも可能となる。また、それによって中長期修繕計画の策定にも役立つこととなる。その際、できれば新公有財産管理システムを利用することが望ましいが、システムの改良などのコスト面で難しい場合は他のシステムやエクセルなどで代替的に管理することも考えられる。

さらに、データ化することにより県全体で閲覧することが可能になれば各施設間で施設の劣化状況を比較することが可能となり、県財政が厳しい中、施設の修繕についての優先順位付けなどにも役立つことが考えられる。（ - 1 .【意見 17】に記載のとおりである。）

）修繕要望の基準やルールについて

基本的には、修繕は予算枠内で実施している。但し、予算化されていないもので、緊急性・重要度が高いものが発生した場合は優先順位を付けて別途追加で予算を要望している。但し、要望したものが全て予算付けされている訳ではない。予算化されなかった場合は必要に応じて翌年に再度要望を提出している。この点、施設担当者は、県全体も予算は厳しいという認識を持っており仕方がないと感じているが、危険の排除等必要最低限の対応は行っていると判断している。

そのような状況の中で、当特別支援学校では、備品などは小学校、中学校、高等学校共通で利用したり、冷暖房については、事務室で設定温度や風量の一括管理を行うことによって電気料金の削減を図るなど、厳しい財政状況に対応できるよう努力をしている。

）修繕履歴の入力について

平成 21 年度実施分から新公有財産管理システムに入力している。施設担当者は、当該システムが修繕の登録時にどの建物や工作物（設備）に関連付くのかという入力ができるればより便利になると考えている。従って、当該システムによって修繕履歴情報を各建物や設備に区分して関連付けできるように管理する必要がある。（ - 1 .【意見 16】に記載のとおりである。）

）中長期修繕計画の立案状況について

県教育局では、大規模修繕の目安としては、原則 20 年以上経過したものを対象としている。当特別支援学校の各施設は、大規模改修工事から現時点で 20 年近く経過している状態であり、施設の老朽化も目立ち始めている状況である。施設担当者も近々にも大規模改修工事の必要性を感じている。但し、施設の具体的な中長期修繕計画は策定していない状態であった。大規模改修工事から 20 年近く経過していること及び特別支援学校ということもあり、児童生徒の安全や健康管理を考えると施設の老朽化が表面化してから事後的に対応をするのではなく、事故などを事前に予防できるように中長期修繕計画を策定することが必要となってくる。また、中長期的な視点に立つと県財政はより厳しくなることが予想されるため、修繕予算の平準化に対応すること及び施設のライフサイクルコストの最小化を実現するために、中長期修繕計画の策定は必要である。さらに、実効性の高い中長期修繕計画の策定を実現するためには、先ほど触れた施設の点検方法や点検結果の記録方法についての見直しを含めて総合的に検討する必要がある。（ .【指摘 2】に記載のとおりである。）

）施設の有効活用について

施設が有効に活用されているかを確かめるため、施設担当者に余剰となっていて、廃棄・売却・他使用目的の転用等を検討している建物や設備があるかについて、及び建物のスペースに不足はないかについてヒアリングを実施したところ、そのようなものはないとのことであった。また、実際に現場を視察した結果においても、余剰となっているような建物や設備は見当たらなかった。従って、施設の有効活用の視点において特に問題は見当たらないと判断した。

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人中島茂喜の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫
 埼玉県監査委員 米 田 正 巳
 埼玉県監査委員 齊 藤 正 明
 埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
飯塚 正貴	川口市上青木西一丁目六番七 七 七号	平成二十三年六月七日～ 平成二十四年三月三十一日
大屋 浩孝	さいたま市浦和区北浦和三丁目十二番六号二 一	平成二十三年六月七日～ 平成二十四年三月三十一日
小宮山 榮	上尾市緑丘三丁目三番四十八号	平成二十三年六月七日～ 平成二十四年三月三十一日
岸 弘	さいたま市南区根岸四丁目十一番十一号四 一	平成二十三年六月七日～ 平成二十四年三月三十一日
森田 忠宏	さいたま市北区本郷町九百七十三番地四十	平成二十三年六月七日～ 平成二十四年三月三十一日
宍戸 祐介	東京都清瀬市梅園三丁目二十三番五号	平成二十三年六月七日～ 平成二十四年三月三十一日
千田 哲平	東京都北区栄町二十二番一号	平成二十三年六月七日～ 平成二十四年三月三十一日
古賀 聡子	東京都北区赤羽台二丁目二番二十四号	平成二十三年六月七日～ 平成二十四年三月三十一日